

## 米国・ニューヨークの現地茶商等の産地招聘及び消費者向けPR業務委託仕様書

この仕様書は、福岡県産品輸出促進協議会（以下「発注者」という。）が民間事業者に委託して実施する「米国・ニューヨークの現地茶商等の産地招聘及び消費者向けPR業務」（以下「委託業務」という。）に関して、発注者と受託事業者（以下「受注者」という。）が契約する業務委託の内容について必要な事項を定める。

### 1 業務目的

米国・ニューヨークの現地茶商等の産地招聘及び消費者向けPRの実施によって、八女茶の認知拡大とブランド力向上を図るとともに、新たな販路を獲得することで、米国への八女茶の輸出拡大に繋げることを目的とする。

### 2 委託業務名

米国・ニューヨークの現地茶商等の産地招聘及び消費者向けPR業務

### 3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 委託事業の内容

#### (1) ニューヨークの現地茶商等の産地招聘

ニューヨークの現地茶商等を八女の産地に招聘し、八女茶に関する理解を深化させ、取扱茶種及び取扱量の増加を図る。

- ・ 実施時期：令和8年9月～11月頃
- ・ 招聘者及び規模：ニューヨークの現地茶商2社及びその卸先 計4名以上
- ・ 県内滞在期間：2泊3日（想定）
- ・ 招聘者及び産地視察先との事前調整  
招聘者に聞き取りを行い、希望を踏まえて訪問先を手配
- ・ 招聘者の渡航手段、宿泊先、県内移動手段、通訳等の手配
- ・ 産地視察への同行
- ・ 事後調査の実施（産地視察の満足度調査及び茶商との商談成約状況等調査）
- ・ 招聘後のフォローアップ 招聘者からの問い合わせ対応、商談状況に関する  
フォローアップ

#### (2) ニューヨークの消費者に向けた八女茶PR

実施にあたり、(1)で招聘した茶商等の協力を得られることが望ましい。

#### ア. 高級レストランでの八女茶フェア開催

- ・ 実施時期 令和8年11月～令和9年1月頃
- ・ 実施店舗 1店舗以上
- ・ 実施期間 2週間以上

- ・ 実施方法 現地の一般消費者を対象として、八女茶と食事のペアリングメニューを提供。フェア開催にあたっては、メディア等を活用し、フェアへの誘客を図ること。
- ・ アンケート アンケートを実施し、消費者の嗜好、ニーズを把握する。
- ・ 八女茶フェア開催に合わせて、福岡県産品輸出促進協議会職員（3名想定、4泊6日程度）が現地を訪問予定のため、以下を手配すること。
  - ①現地移動手段及び通訳等の手配
  - ②現地市場のトレンド調査および、今後の販路開拓に向けた業界関係者との意見交換の機会設定

#### イ. 茶専門店での八女茶サロン開催

- ・ 実施時期 令和8年11月～令和9年1月頃
- ・ 実施店舗 2店舗以上
- ・ 実施期間 1店舗あたり2日間以上
- ・ 実施方法 八女茶を取扱う茶専門店において、八女茶の歴史や淹れ方などを伝授する「八女茶サロン」を開催。併せて、店内に八女茶コーナーを設置し、一般消費者向けに八女茶のPRを実施する。メディア等を活用し、八女茶サロンへの誘客を図ること。
- ・ アンケート アンケートを実施し、消費者の嗜好、ニーズを把握する。

#### (3) 八女茶の生産者や茶商との適切な連絡調整及び助言

#### (4) 報告書作成

※報告書には以下内容を必ず含むこと。

- ・ 事業の実施前後の産地招聘を行った現地茶商の取扱茶種、取扱量、取扱金額等の比較
- ・ プロモーション実施概要（実施方法、実施日、取扱商品（生産者名・茶商名、茶の種類、価格等）、フェアの効果、メニュー、写真等）
- ・ メディア等を活用したPR（実施方法、PR内容とそれに対する反応等、写真）
  - ※PRの効果を把握するため、客観的な数値を記載すること
- ・ 八女茶輸出について生産者や茶商に対して行った助言や支援の概要
- ・ 八女茶の米国への更なる輸出拡大への提案

#### 5 業務報告

受注者は、業務終了後速やかに、実施結果について成果品として発注者に「業務完了報告書」を提出すること。

「業務完了報告書」には、4 委託事業の内容（4）報告書作成の内容を盛り込むこと。

#### 6 委託料

発注者が支払う委託料には、委託業務の遂行にかかる一切の経費（人件費、旅費、サンプル提供費、通信運搬費、広報費、消耗品費、賃借料、謝金、保険料等）が含まれるものとする。

## 7 遵守すべき事項

- (1) 受注者は、委託業務の実施に際して知り得た情報を第三者に漏えい、開示してはならない。また、委託業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらは、委託業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受注者が取り扱う個人情報については、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）等の趣旨に従い、厳密かつ適正に取り扱わなければならない。
- (3) 受注者は、委託業務を企画・運営するために作成した文書のうち発注者が必要と認めるものについては、発注者に引き継ぐものとする。